

仙塩広域都市計画道路の変更（仙台市決定）

都市計画道路中 3・1・8 1 国道幹線ほか 2 路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線 街 路	3・1・81	国道幹線	仙台市 太白区 中田町 字北	仙台市 泉 区 市名坂 字新門 前	仙台市 宮城野 区扇町 三丁目	約 18,800m		6 車線	46m		【変更】 ・構造形式 の変更
	車線の数の内訳		4 車線			約 5,980m					
			6 車線			約 10,880m					
			8 車線			約 1,940m					
	構造形式の内訳		仙台市 太白区 東大野 田	仙台市 太白区 郡 山 四丁目		約 1,940m	嵩上式 地表式		46m	幹線街路 3・2・51 号元 寺小路郡山線と立体交 差 幹線街路と平面交差 1 箇所	
						約 16,860m	地表式		m 25～46	都市高速鉄道 4 号仙台 市高速鉄道東西線と立 体交差 都市高速鉄道 2 号東日 本旅客鉄道株式会社仙 石線と立体交差 JR 東北新幹線と立体交 差 JR 東北本線と立体交差 自動車専用道路と立体 交差 1 箇所 幹線街路 3・1・1 号元 寺小路福室線と立体交 差 幹線街路 3・3・17 号花 京院通福田町線と立体 交差 幹線街路 3・3・340 号 新田田子線と立体交差 幹線街路 3・4・43 号北 四番丁岩切線と立体交 差 幹線街路 3・3・16 号宮 沢根白石線と立体交差 幹線街路と平面交差 14 箇所	

太字：今回変更箇所

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹 線 街 路	3・1・7	郡山 折立線	仙台市 太白区 郡 山 五丁目	仙台市 青葉区 茂庭字 綱木東	仙台市 太白区 鉤 取 一丁目	約 9,470m		4 車線	40m		【変更】 ・起点位置 ・3・1・81 国道幹線 との交差 点形状
	車線の数の内訳		4 車線			約 8,120m					
			6 車線			約 1,350m					
	構造形式の内訳		仙台市 太白区 八木山 南五丁 目	仙台市 青葉区 郷六字 郷六山	仙台市 太白区 鉤取字 御堂平	約 1,920m	地下式		24m		
						約 7,550m	地表式		18～40 m	JR 東北本線と立体交差 JR 東北新幹線と立体交差 都市高速鉄道 1 号 仙台 市高速鉄道南北線と立 体交差 東北縦貫自動車道 と立 体交差 1 箇所 幹線街路 3・2・13 号八 木山柳生線と立体交差 幹線街路と平面交差 8 箇所	

太字：今回変更箇所

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹 線 街 路	3・2・51	元寺小路 郡山線	仙台市 青葉区 中 央 二丁目	仙台市 太白区 郡山字 源兵衛 西	仙台市 青葉区 五 橋 二丁目	約 6,010m	地表式	4 車線	36m	都市高速鉄道 1 号仙 台市高速鉄道南北線と立 体交差 2 箇所 都市高速鉄道 2 号東日 本旅客鉄道株式会社仙 石線と立体交差 都市高速鉄道 4 号仙 台市高速鉄道東西線と立 体交差 JR 東北新幹線と立体交 差 JR 東北本線と立体交差 JR 貨物線と立体交差 幹線街路 3・1・81 号国 道幹線と立体交差 自動車専用道路 1・4・3 号仙台南幹線と平面交 差 1 箇所 幹線街路と平面交差 12 箇所	【変更】 ・3・1・81 国道幹線 との交差 点形状
	車線の数の内訳		4 車線			約 3,220m					
			6 車線			約 2,790m					

太字：今回変更箇所

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由 別紙理由書のとおり

理由書

(3・1・81 国道幹線、3・1・7 郡山折立線、3・2・51 元寺小路郡山線)

【3・1・81 国道幹線】

国道幹線は、本市の道路ネットワークにおいて骨格幹線道路に位置付けられており、物流や交流など都市活動を支える重要な道路である。

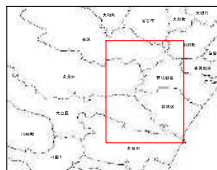
また、「仙台市都市計画マスタープラン～都市計画に関する基本的な方針 2021-2030～」では、社会・経済活動を支え、物流・交流を促進する道路ネットワークを強化するため、国道などの広域的な道路ネットワーク路線の強化等に取り組むこととしている。

加えて、本市の交通政策の指針である「せんだい都市交通プラン」では、都心部及び仙台東部地区における渋滞緩和を図るため、国道4号バイパスの拡幅など広域的な道路ネットワークの整備推進を国と連携して取り組むこととしている。

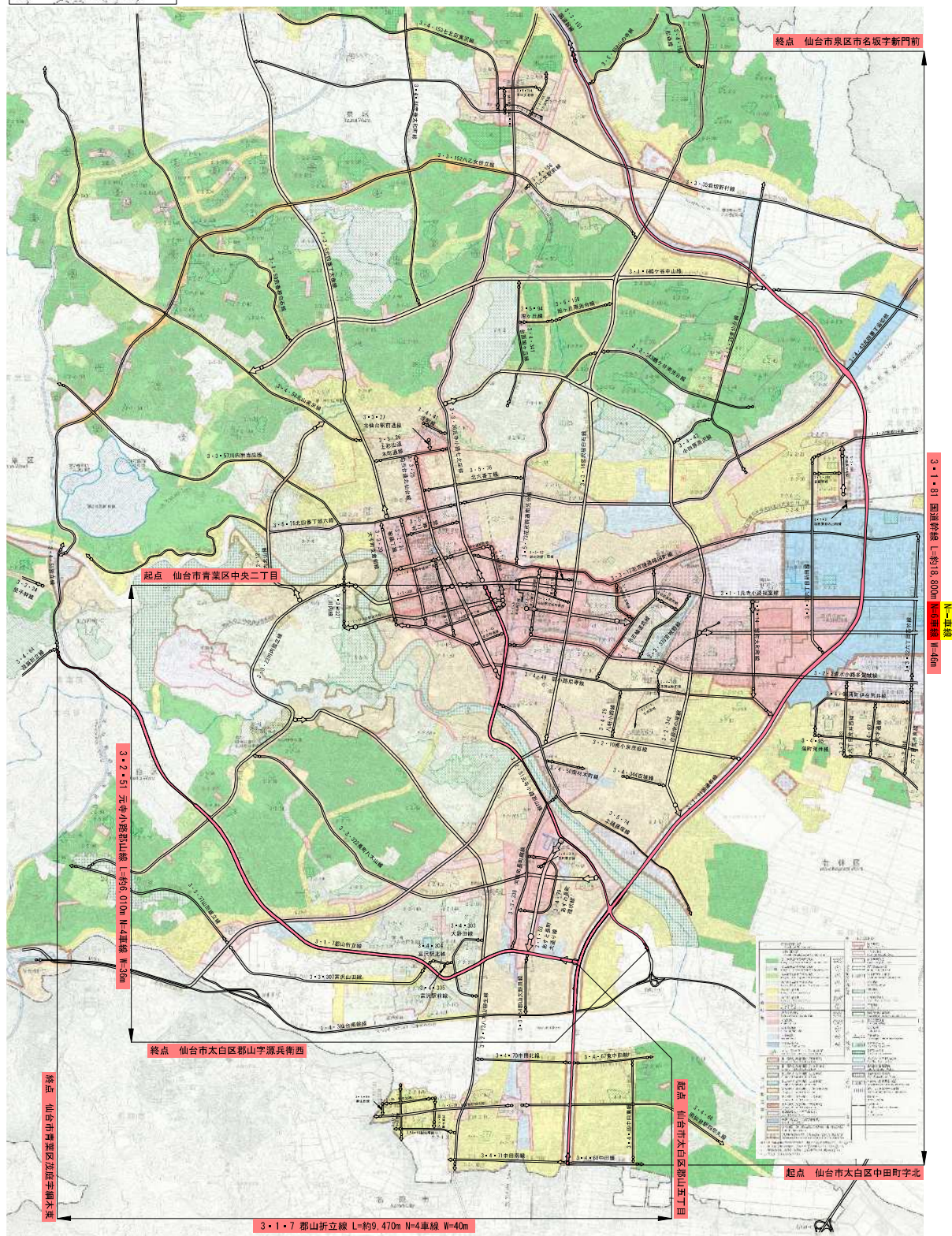
以上のことから、道路機能の充実及び円滑な交通処理を実現し、広域的な道路ネットワーク機能の強化を図るとともに、現在国にて進められている国道4号仙台拡幅事業を着実に推進するため、当該都市計画道路の変更を行うものである。

【3・1・7 郡山折立線、3・2・51 元寺小路郡山線】

国道幹線の変更により、接続箇所の区域変更を行う。



仙塩広域都市計画道路の変更(仙台市決定) 位置図



凡 例	
	既決定の区域
	追加する区域
	廃止する区域